

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規則
秋田県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則(五四・流通経済課)

規 則

秋田県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年九月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十四号

秋田県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県農業改良資金貸付規則(昭和三十一年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十九年農林省令第十九号」を「平成十四年農林水産省令第五十七号」に改め、「農業者等」の下に「及び融資機関」を加え、「生産方式改善資金、特定地域新部門導入資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金」を「農業改良資金(当該資金の貸付けに必要な資金を含む。)」に改める。

第二条を次のように改める。

(農業改良資金の限度額及び償還期間等)

第二条 一 農業者等(この貸付金の限度額は、認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十一條第一項の規定により農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第八十二号)第二條の五に規定する経営改善計画及び果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)第三條第一項に規定する果樹園経営計画を含む。))の認定を受けた者をい

う。)(以外のものについては、法第二条の農業改良措置の実施に必要な経費の額に百分の八十を乗じて得た額又は省令第一条の限度額のいずれか低い額とする。

2 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第一百十号)第六条に規定する持続性の高い農業生産方式を導入するのに必要な資金の償還期間(据置期間を含む。)は、十二年以内とし、その据置期間は、三年以内とする。

第四条第一項中「貸付を」を「貸付けを県から」に改める。

第五条第一項中「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める部数の」を削り、「貸付申請書を」の下に「正副四部作成し」を加え、「第十條第一項第一号及び第二号」を「第十條第一項第二号及び第三号」に改め、同項各号を削り、同条第二項第一号中「事業計画書」を「経営改善資金計画書」に改め、「(畜産振興資金に係るものにあつては五部、経営規模拡大資金に係るものにあつては六部)」を削り、同条第三項から第六項までを削る。

第六条第一項中「同条第四項、第五項又は第六項の意見に基づいて」を削り、同条第二項中「並びに畜産振興資金にあつては同条第三項の市町村の長及び同条第四項の地域農業改良普及センターの長、経営規模拡大資金にあつては同条第三項の農業委員会並びに同条第六項の地域農業改良普及センター及び市町村、これらの資金以外の資金にあつては同条第三項の地域農業改良普及センターの長(以下この項において「農業協同組合等」という。))」を削り、「農業協同組合等」を「農業協同組合」に改める。

第七条中「貸付け」を「前条第一項の規定により貸付け」に、「第十二條」を「第十七條」に改める。

第八条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「知事は、」の下に「第六條第一項の規定により」を加え、「第六條第二項」を「同条第二項」に、「貸付け」を「貸付けの」に改める。

第九条中「知事は、」の下に「第六條第一項の規定により」を加え、「第一条」を「第一条」に、「延期」を「延期し、」に改める。

第十条中「貸付金の貸付け」を「県から農業改良資金の貸付け」に、「一」を「いずれかに」に改め、「第二条の償還期間の定にかかわらず」を削る。

第十三條第二項中「猶予申請書」を「支払猶予申請書」に改める。

第十四條第一項中「猶予申請書」を「支払猶予申請書」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、様式第五号の支払猶予決定通知書を当該支払猶予申請者に交付するとともに、その旨を前条第一項の農業協同組合に通知するものとし、支払猶予をしない旨の決定を行ったときは、その

旨を当該支払猶予申請者及び農業協同組合に通知するものとする。

第十八条中「第八条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第十九条を次のように改める。

(融資機関の貸付けの申請)

第十九条 農業改良資金の貸付けを行おうとする融資機関は、様式第六号の県貸付金貸付申請書を正副二部作成し、知事に提出するものとする。
本則に次の六条を加える。

(融資機関への貸付けの決定)

第二十条 第六条第一項の規定は、融資機関への貸付けの決定について準用する。この場合において、同項中「前条第一項の貸付申請書」とあるのは、「第十九条の県貸付金貸付申請書」と読み替えるものとする。

2 知事は、前項において準用する第六条第一項の規定により貸付けの決定を行ったときは、様式第七号の県貸付金貸付決定通知書を当該融資機関に交付するものとし、貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該融資機関に通知するものとする。

(融資機関の借用証書)

第二十一条 貸付けの決定を受けた融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第八号の県貸付金借用証書を知事に提出しなければならない。

(融資機関への貸付決定の取消し等)

第二十二条 第八条から第十条までの規定は、融資機関への貸付決定の取消し、融資機関への貸付けの延期又は停止及び融資機関の一時償還について準用する。この場合において、第八条中「第六条第一項の規定により貸付けの決定を受けた者」とあるのは「貸付けの決定を受けた融資機関」と、「同条第二項の貸付決定通知書」とあるのは「第二十条第二項の県貸付金貸付決定通知書」と、「前条の規定による借用証書」とあるのは「第二十一条の規定による県貸付金借用証書」と、「第六条第一項」とあるのは「第二十条第一項において準用する第六条第一項」と、「第九条中「第六条第一項の規定により貸付けの決定を受けた者」とあるのは「貸付けの決定を受けた融資機関」と、「貸付金」とあるのは「県貸付金」と、「第十条中「県から農業改良資金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)(」とあるのは「県貸付金の貸付けを受けた融資機関」と、「当該貸付金」とあるのは「当該県貸付金」と、「同条第二号中「貸付金」とあるのは「県貸付金」と読み替えるものとする。

(融資機関の支払の猶予の申請)

第二十三条 法第十条の償還金の支払の猶予を申請しようとする融資機関は、様式第九号の県貸付金支払猶予申請書にその支払の猶予を受けようとする事由を証明する書類を添えて、正副二部を償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。)(の三

十日前までに知事に提出しなければならない。

(融資機関への支払猶予の決定)

第二十四条 第十四条第一項の規定は、融資機関への支払猶予の決定について準用する。この場合において、同項中「前条第一項の支払猶予申請書」とあるのは、「第二十三条の県貸付金支払猶予申請書」と読み替えるものとする。

2 第二十条第二項の規定は、前項において準用する第十四条第一項の規定により支払猶予の決定を行った場合及び支払猶予をしない旨の決定を行った場合について準用する。この場合において、第二十条第二項中「前項において準用する第六条第一項」とあるのは「第二十四条第一項において準用する第十四条第一項」と、「貸付け」とあるのは「支払猶予」と、「様式第七号の県貸付金貸付決定通知書」とあるのは「様式第十号の県貸付金支払猶予決定通知書」と読み替えるものとする。

(融資機関の報告義務等)

第二十五条 第十六条の規定は、融資機関の報告義務及び融資機関への調査について準用する。この場合において、同条第一項中「借受者」とあるのは「県貸付金の貸付けを受けた融資機関」と、同条第二項中「借受者」とあるのは「県貸付金の貸付けを受けた融資機関並びに当該融資機関から農業改良資金の貸付けを受けた者」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十五条において準用する前項」と、「借受者若しくはその代理人又は関係者」とあるのは「当該融資機関の職員又は当該貸付けを受けた者若しくはその代理人等」と読み替えるものとする。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第 1 号 農業改良資金貸付申請書 (第 5 条関係)

(A 4 判)

農業改良資金貸付申請書

年 月 日

秋田県知事 様

住 所

氏 名



(法人その他の団体にあつては、その名称及び 代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

秋田県農業改良資金貸付規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり農業改良資金の貸付けを受けたいので、申請します。

借入申込額等

資 金 名	貸付金額	資金を必要とする時期	償 還 期 間		払 込 期 日
			う ち 据置期間		
農 業 改 良 資 金	千円	年 月	年 月まで	年 月まで	月 日

担 保 (有・無)	所 在 地	地 目 又 は 種 類	登 記 簿 面 積 (m ²)	実 測 面 積 (m ²)	担 保 の 順 位	所 有 者 名	

連 帯 保 証 人	住 所	氏 名 又 は 法 人 名	申 込 者 と の 関 係	職 業 又 は 営 業 内 容 (年 収 又 は 年 商)
				(百 万 円)
				(百 万 円)

(注) 払込期日は、5月31日、7月31日、10月31日、11月30日のいずれかの日としてください。

様式第2号 農業改良資金貸付決定通知書(第6条関係)

(A4判)

農業改良資金貸付決定通知書

連帯保証人	
-------	--

貸付方法 コード	
-------------	--

財源 コード	地 コード	普及センター コード

種類名	
種目名	

取扱融資機関コード	
取扱融資機関名	

さきに申請された農業改良資金の貸付けについては、右のとおり決定します。

年 月 日

資金種類	種類	目	貸付決定番号

様

秋田県知事

印

貸付金額
千円

様式第三号(表面) 中

資金の種類	
借入金額	千円

を

借入金額	千円
------	----

に改め、(注)を削り、同様式(裏面)農業改良資金借付証書特約条項第一条第四

号中「(経営開始資金のうち部門経営開始資金以外の資金の貸付けの場合に限る。)」を削ぎ、同条第四号中「(経営開始資金のうち部門経営開始資金貸付けの場合に限る。)」を削る。」を削る。

様式第四号中

資金の種類	
借受者の氏名又は名称	

を

借受者の氏名又は名称	
------------	--

に改め、(注)を削る。

様式第五号中

資金の種類	
借受者の氏名又は名称	

を

借受者の氏名又は名称	
------------	--

に改め、(注)を削る。
様式に次の五様式を加える。

様式第6号 農業改良資金県貸付金貸付申請書(第19条関係)

(A4判)

農業改良資金県貸付金貸付申請書

年 月 日

秋田県知事 様

融資機関住所

融 資 機 関 名

代表者職氏名

印

農業改良資金助成法第3条第2項に規定する農業改良資金の貸付けを実施するため、秋田県農業改良資金貸付規則第19条の規定に基づき、次のとおり当該実施に必要な資金の貸付けを受けたいので、申請します。

県貸付金額

千円

様式第7号 農業改良資金県貸付金貸付決定通知書(第20条関係)

(A4判)

農業改良資金県貸付金貸付決定通知書

貸付方法 コード	
-------------	--

財源コード	地方コード	普及センターコード

取扱融資機関コード	
取扱融資機関名	

種類名	
種目名	

資金種類	種類	目	貸付決定番号

さきに申請された農業改良資金の貸付けについては、右のとおり決定します。

年 月 日

秋田県知事

印

様

貸付金額	
	千円

様式第8号 農業改良資金県貸付金借用証書(第21条関係)

(表 面)

(A4判)

収入印紙
ちょう
貼付欄

貸付決定番号	第 号
貸付決定年月日	年 月 日

農業改良資金県貸付金借用証書

年 月 日

秋田県知事 様

融資機関住所

融資機関名

代表者職氏名



本日次のとおり農業改良資金県貸付金を借用しました。ついては、秋田県農業改良資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約します。

借入金額	千円	償還期日 及 び 償還額	第1回	年	月	日	千円
			第2回	年	月	日	千円
			第3回	年	月	日	千円
			第4回	年	月	日	千円
			第5回	年	月	日	千円
			第6回	年	月	日	千円
償還期限	年 月 日	償還期日 及 び 償還額	第7回	年	月	日	千円
			第8回	年	月	日	千円
			第9回	年	月	日	千円
			第10回	年	月	日	千円
			第11回	年	月	日	千円
			第12回	年	月	日	千円

(裏面)

農業改良資金県貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第1条 農業改良資金県貸付金の貸付けを受けた者(以下「甲」という。)は秋田県(以下「乙」という。)から借り受けたこの資金と同額を、_____ (以下「丙」という。)に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同一にして転貸する。

(一時償還)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 甲が借受金を借入後、速やかに貸付けをしないとき。
- (2) 甲がこの資金の借入に際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、乙に対して虚偽に申請又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠つたとき。
- (3) 甲が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (4) 甲が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (5) 甲が秋田県農業改良資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠つたとき。
- (6) その他乙が債権保全上著しい支障があると認めるとき。

(繰上償還)

第3条 甲は、償還期限にかかわらず、借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(転貸債権の一時償還及び繰上償還)

第4条 甲は、甲丙間の特約に基づき丙に債務の一時償還を請求しようとするときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

- 2 甲は、甲丙間の特約に基づき丙に対し債務の一時償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず乙に償還する。
- 3 乙は、甲が甲丙間の特約に基づき丙に対し債務の一時償還を請求できる場合には、丙に一時償還の請求をするよう甲に対し指示することができる。

(報告)

第5条 甲は、次の各号に掲げる場合には、乙の定めるところにより、遅滞なく乙に報告する。

- (1) 丙が離農しようとする場合
- (2) この借入金の転借により改良、造成、復旧又は取得された施設(土地を含む。)が他に譲渡若しくは転用又は公用収用されることとなつたことを知つた場合
- (3) 甲の住所、名称、資本金、代表者に異動を生じ、又は甲に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (4) 甲の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (5) 上記のほか、甲丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合
- (6) その他乙が指示する場合

(弁済充当の指定権)

第6条 甲は、丙より受領した弁済金の充当について乙の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(違約金)

第7条 甲は、弁済期限又は一時償還を要求された場合の乙の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し年12.25パーセントの違約金を乙に支払う。

- 2 甲は、第2条各号に該当したこと(故意の場合に限る。)を理由として乙から一時償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した違約金を併せて支払うものとする。
- 3 甲は、甲丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を乙に報告し、乙の指示に従う。
- 4 甲は、前項により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを乙に引き渡す。

(合意管轄)

第8条 甲は、この契約に基づく農業改良資金県貸付金の貸付けに関して訴訟の必要が生じた場合には、乙の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

様式第9号 農業改良資金県貸付金支払猶予申請書(第23条関係)

(A4判)

農業改良資金県貸付金支払猶予申請書

年 月 日

秋田県知事 様

融資機関住所

融資機関名

代表者職氏名



年 月 日付け貸付決定(貸付決定番号第 号)で農業改良資金県貸付金を借り受けましたが、次のとおり支払の猶予を受けたいので、申請します。

借受者の氏名又は名称					
借 受 金 額					
当 初 の 償 還 方 法	支 払 期 日				金 額
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変 更 後 の 償 還 方 法	支 払 期 日				金 額
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変 更 理 由					

- (注) 1 変更理由欄には、災害、疾病、負傷、盗難等による状況を記入してください。
 2 支払の猶予を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。
 3 借受者から提出のあつた農業改良資金支払猶予申請書の写しを添付してください。

様式第10号 農業改良資金県貸付金支払猶予決定通知書(第24条関係)

(A4判)

記号及び番号
年 月 日

融資機関住所
融資機関名
代表者職氏名 様

秋田県知事 印

農業改良資金県貸付金の支払猶予決定について(通知)

年 月 日付け貸付決定(貸付決定番号第 号)の農業改良資金県貸付金については、次のとおり決定したので通知します。

借受者の氏名又は名称						
借 受 金 額						
当 初 の 償 還 方 法	支 払 期 日					金 額
	第1回	年	月	日	千円	
	第2回	年	月	日	千円	
	第3回	年	月	日	千円	
	第4回	年	月	日	千円	
	第5回	年	月	日	千円	
	第6回	年	月	日	千円	
	第7回	年	月	日	千円	
	第8回	年	月	日	千円	
	第9回	年	月	日	千円	
	第10回	年	月	日	千円	
	第11回	年	月	日	千円	
	第12回	年	月	日	千円	
変 更 後 の 償 還 方 法	支 払 期 日					金 額
	第1回	年	月	日	千円	
	第2回	年	月	日	千円	
	第3回	年	月	日	千円	
	第4回	年	月	日	千円	
	第5回	年	月	日	千円	
	第6回	年	月	日	千円	
	第7回	年	月	日	千円	
	第8回	年	月	日	千円	
	第9回	年	月	日	千円	
	第10回	年	月	日	千円	
	第11回	年	月	日	千円	
	第12回	年	月	日	千円	

- 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則の施行前に貸し付けられたこの規則による改正前の秋田県農業改良資金貸付規則第二条の資金については、なお従前の例による。

購読料金 一月三千五百円

発行者 秋 田 県
秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 者 所

秋田県株式会社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(862)8766
FAX(863)8766
E-mail:matsubaransatsu.co.jp

